

御書の系年研究（その2）

—表現・表記の変化からの考察—

若江賢三

はじめに

- 1 大疫流行の時期
- 2 真蹟による系年の判定
- 3 身延の草庵の地理的環境の叙述
- 4 寺院の数
- 5 龍門の滝の高さ
- 6 宝明如来と普明如来

むすび

はじめに

前稿¹⁾では、弘安年間における疫病の流行、飢饉、日蓮自身のやせやまい等の事象を通して系年の再検討をし、幾篇かの遺文の系年を改めることによってこれらの歴史事象の整合的な理解を試みた。しかし、その後の検討の結果、いくつかの修正点が生じたので、本稿第1章において、その修正をする。続いて本稿では、消息文における日蓮の記述の仕方の変化に着目し、系年を再検討すべき遺文について考察する。多くの消息文においては年号が記されることはないが、日蓮はさまざまなかたちで後生にサインを残していると見られるのである。

まず、第2章においては真蹟における花押や文字の変化を取り上げ、衆生身

心御書等の遺文の系年を考える。続く第3章では、身延における草庵の地理的環境を記してある9つの遺文について、年代順及びその系年を考察し、第4章では、日本における寺院の数の表記が弘安2年の冬を境として変化しているという事実に着目して、これに関連する諸遺文の系年を考察する。次に第5章では、竜門の滝の高さを「十丈」とする遺文と「百丈」とする遺文について執筆の順序と系年を考察する。2、3、4章における考察の軸となるのは秋元御書である。最後に第6章では衆生身心御書に記される「宝明如来」と上野殿御返事等の「普明如来」に関連する諸遺文の系年について考察する。これらの作業により、これまで定説化されていた系年の幾篇かをさらに改訂すべきことを、実証的に浮かび上がらせたいと考える。

1 大疫流行の時期

前稿においては、弘安年間の疫病の流行を建治3年9月頃より弘安2年春までとし、ことに全国的な大流行は建治4年の春から、と理解した。しかしながら弘安2年11月6日付けの<350>上野殿御返事に「去年去去年のやくびやうに死ニし人々のかずにも入らず²⁾」とある記述の仕方について再検討した結果、「去去年」は文字通り弘安2年から見ての「おととし」であり、即ち建治3年を指し、そして「去年」は同じく建治4年=弘安元年を指すことが明らかとなつた。従って、<293>日女御前御返事に「日本國の去年今年の疫病³⁾」とある「去年」が建治3年、「今年」が建治4年=弘安元年を指すことも疑えない。とすれば日女抄も通説通り弘安元年の著述であったことになる。また、<274>松野殿御返事に「去年の春より今年の二月中旬まで疫病國に充满す⁴⁾」とある「去年」・「今年」もそれぞれ建治3年・建治4年でなければならず、その執筆は建治4年の2月であったことになる。従って「今年」とは建治4年ということになる。よって本抄も通説通り建治4年に戻さねばならない。また、疫病の流行はすでに建治3年の春よりその兆しがあったということが改めて確認されるのである。

次に、建治3年（8月4日）の<253>弥三郎殿御返事に（疫病によって）既に

多くのひとが死んだことを記して、「今年の世間を鏡とせよ若干の人の死ぬるに今まで生きて有りつるは此の事にあはん為なりけり⁵⁾」と記した時期も、確かに建治3年の8月でなければならず、これを弘安元年に改訂したことについても、前稿の説を撤回して、建治3年にもどさねばならない。そうすると、この弥三郎抄に「諸人現身に大飢渴・大疫病先代になき大苦」とあるから、建治3年8月の時点で、大疫ばかりでなく、大飢饉についても既にあった、と理解されるのである。以上のように、前稿における日女抄、松野抄、弥三郎殿御返事をそれぞれ通説の通りに戻したい。

2 真蹟による系年の判定

真蹟による系年研究の第1の決め手は花押である。日蓮の花押の問題については、これまでに山川智応⁶⁾、鈴木一成⁷⁾、山中喜八⁸⁾等の諸先学によって研究されてきた。基本的には弘安元年6月を境として、それまで使用していたバン字からボロン字へと変化した。この発見によって系年の改められた遺文がいくつかある。しかし、日蓮文書は膨大である故か、花押による系年改訂には、まだ遺漏があるようである。

本章では<289>霖雨御書と<321>衆生身心御書の系年を考察する。鈴木一成氏⁹⁾は霖雨御書の末尾に記される花押がバン字最末期のものと見て、同抄を弘安元年に系年したのである。本抄は真蹟1紙が京都妙満寺に現存しており¹⁰⁾、縮写で初めて採録された。写真版によれば、紙が半分に折られて上下2段に文字が記されている。

山中のながきあめ、つれづれ申スばかり候はず。えんどうかしこまりて候了
ンぬ。ことによろこぶよし、覚性房申シあげさせさせ給へ。恐々。五月廿二
日 日蓮（花押）御返事

とある¹¹⁾のが全文である。本抄を弘安元年に系年する論拠として、鈴木氏は「日付は五月廿二日で、まさに梅雨の候にあたる。系年は筆跡並に花押により、更に弘安元年五月から九月まで続いた身延の長雨を伝える」と述べている¹²⁾。この表現には瑕疵がある。本抄は5月22日付けであるから、確かに通常の梅雨

の様を伝えてはいる。しかし、本抄中に「五月から九月まで続いた身延の長雨」(の全体)が記されているわけではない。弘安元年の気象状況は尋常ではなかつた。そのことを伝える<306>上野殿御返事には

今年は正月より日々雨ふり、ことに七月より大雨ひまなし。

とあり¹³⁾、弘安元年は、つゆに入る以前より多雨の異常な気候であった。しかるに、本抄は通常の「つれづれ」なる梅雨として表現している。これは、弘安元年の状況にそぐわない。また、本抄には、疫病の大流行や日蓮自身の病の状況等も記されてはおらず、故に「山中のながき雨」を弘安元年の論拠とするのはあまりにも薄弱と言わねばならない。次に、立正安国会の『日蓮大聖人御真蹟対照録』(以下『対照録』と略称)では、本抄の系年が建治3年となっている。これも筆跡と花押からの判定と思われるが、この建治3年説にも問題が残る。日興本によれば建治3年7月16日付けとなっている<252>上野殿御返事には

せけんそうそうなる上、を、みやのつくられさせ給へば、百姓と申シ、我内の者と申シ、けかちと申し、ものつくりと申シ、いくそばくこそいとまなく御わたりにて候フらむに、山のなかのすまいさこそとをもひやらせ給ヒて
(後略)

とあり¹⁴⁾、建治3年7月の時点で既に「けかち」があったことが知られる。なお、『縮刷遺文』において稻田海素氏は本抄を建治元年(7月12日)に系年し、その奥書では、明治36年2月3日に大石寺において真蹟第1紙「山の中」までを挙げたとあり、「其余ハ朝本等ニテ校正ス」と述べている¹⁵⁾が、この時点では真蹟第2紙¹⁶⁾及び日興本は見ていないことが分かる。しかしながら、日興本には「建治三年七月十六日」と日付けが記されており¹⁷⁾、真蹟にも他筆で「建治三年」と書き加えられている。さらに、前章に記したように、建治3年8月の時点で「大飢渴」があった、という事実とも接続するのである。よって当抄は疑いなく建治3年の執筆であることが知られるのである。

なお、「けかち」というのは弘安元年の例にあるように大雨による場合もあるが、通常は干魃から生ずるものである。もし建治3年5月下旬に霖雨御書に記されるような通常通りの梅雨があって十分の雨が降ったとすれば、7月中旬

時点で「けかち」が起こることは考え難いのではないか。

以上の検討から、本抄を建治3年とする系年にも弘安元年とする系年にも筆者は承伏しかねるのである。そこで再び花押の問題になるが、『日蓮聖人真蹟集成』(以下『集成』と略称)4-268によれば、本抄に花押は確かにパン字であり、弘安元年6月よりは前のものである。<280>諸人御返事には「弘安元年三月廿一日」と真蹟にあり¹⁸⁾、これと本抄とは鈴木氏によれば2ヶ月しか隔たってないことになるが、両者の花押が特に類似しているとは思えない。むしろ、定本で建治2年7月18日とする<221>覚性房御返事¹⁹⁾(『集成』4-181)の宛名の「覚性」と本抄中の「覚性」とは、筆跡がそっくりである。しかも両者は共に半折の紙に書かれていて、これらは両者が極めて近い時期に執筆されたことを物語っている。覚性房御返事を建治2年とする判断は建治2年の花押と比較して妥当と思われる²⁰⁾。さらにパン字の鍵型ということでは建治3年11月20日(定本及び対照録)の<266>兵衛志殿御返事²¹⁾とも多少の類似性はある。しかし、前述のように、「けかち」のあったこの年は排除されるので、残るは建治2年のみとなる。これが霖雨御書の正しい系年となるであろう。

次は、<321>衆生身心御書の系年である。本抄真蹟には最末部がない故に、残念ながら花押による年代判定は不可能であり、書かれた内容によって年代を判定するしかない。本抄末部には

ひへのはんを僻支仏に供養せし人は宝明如来となり、つちのもちゐを供養せしかば閻浮提の王となれり。(中略) 其上當世は世みだれて民の力よわし。いとまなき時なれども心ざしのゆくところ、山中の法華経へまうそうがたかんなををくられさせ給フ。福田によきたねを下させ給フか。

とある²²⁾。供養の品として「もうそう(孟宗)がたかんな」とあるところから、身延入山後のものであり、季節は夏で5月頃と思われる²³⁾。また、後述(第6章)するように、消息文の中に稗の飯を供養した阿那律や土の餅を供養した徳勝童子のことが記されるものは、ほぼ飢饉のときに限定することができる。故に、本抄執筆時は、身延入山後の飢饉の状況下にある時期に絞ることができるであろう。文永11年の5月の時点では、日蓮はまだ定住しておらず、従って、本抄

の上限は建治元年となる。

次に、衆生身心御書の年代の下限を知る手がかりがある。それは、真蹟中に見られる欽明天皇の名が、本抄をはじめ数編の御書では「銀明」となっていることである。百済から仏教を受け入れた天皇である欽明のことを、日蓮は初期には「銀明」と記していた（安國論御諫由来²⁴⁾、国府入道殿御返事²⁵⁾、衆生身心御書²⁶⁾、『撰時抄』²⁷⁾）のであるが、ある時点から一般的な「欽明」と改め、以後元の「銀明」にもどることはなかったようである²⁸⁾。年代が確定でき、かつ真蹟で確認できる最も初期の「欽明」は建治3年4月10日付け（富木氏の筆による）の<242>四信五品抄²⁹⁾であり、以後、神国王御書³⁰⁾、千日尼御前御返事³¹⁾、諫曉八幡抄³²⁾等、すべて「欽明」である。従って、「銀明」は、建治3年4月より以前の時点から用いられなくなったことになる。よって、「銀明」の用いられる御書の下限は建治3年4月ということになる。前述のように、衆生身心御書は5月の執筆と見られるから、その著述は建治元年又は2年に限定される。次に、建治2年3月30日の<212>忘持経事に

下州自り甲州に至るその中間往復千里に及ぶ。国々皆飢饉して山野に盜賊充满し、宿々糧米乏少なり。

とある³³⁾ことから、建治2年の3月の時点で諸国に「飢饉」があったことが確認され、引き続いて5月にも飢饉の状況はあったと見られる。従って、この建治2年（5月）こそが、衆生身心御書の執筆時として適合することになる。ただし、たけのこの季節といつても、5月の初頭までの時期に限定されるであろう。何故なら、本抄執筆の直後に梅雨に入ったことになるからである。前掲の霖雨御書によれば、同じ建治2年の5月22日の時点において、つれづれなる「山中のながきあめ」とあると記される通りである。

3 身延の草庵の地理的環境の叙述

日蓮は文永11年5月より身延に入り、以後8年にわたって、ここから出ることはなかった。日蓮の消息で、草庵を取り巻く身延の地理を記したものは、文永12年2月16日付けの<164>新尼御前御返事を嚆矢とし、弘安3年1月27日付

け<360>秋元御書に至るまで、後に掲げる9篇の遺文が知られている。このうち、系年が問題となるのは<273>四条金吾殿御書と<304>芋一駄御書と<176>種種御振舞御書（及び<336>松野殿女房御返事<補注>）の諸篇である。まず、四条金吾殿御書には後半部に

すでにきやうのだいり・ごそ、かまくらの御所並に御うしろみの御所、一年が内ニ二度、正月と十二月とにやけ候ぬ。これ只事にはあらず。謗法の真言師等を御師とたのませ給フ上、かれら法華経をあだみしゆへに、天のせめ、法華経・十羅刹の御いさめあるなり。

とある³⁴⁾。鎌倉では建治2年1月20日に北条時宗邸が、12月15日には北条宗政邸が火災にあっている³⁵⁾。この史実と本文とは合致しており、日蓮がその報告を受けたのは翌建治3年の初めであったはずである。しかるにそのことを話題としたのが丸1年を隔てた建治4年であるというのは、あまりにも不自然である。さらに、建治3年春よりは疫病が流行し始めていた。同年9月の崇峻天皇御書に

此世間の疫病はとののまう（申）がごとく、年帰りなば上へあがりぬとを
ぼえ候ぞ。十羅刹の御計ヒカ、今且ぐ世にをはして物を御覧あれかし。

とある³⁶⁾ように、年が明ければさらに大規模に流行するであろうと日蓮と四条金吾は予測し、今後の世の動きを見つめるように、と日蓮は指導していた。そして建治4年の初頭から、予測通り、全国的に疫病が流行する（第1章を参照）。しかるに本抄では、全く疫病のことに触れられていない。火事のことを話題にして「法華経・十羅刹の御いさめ³⁷⁾」といっているのに、同じく謗法を因とする疫病の流行について触れないのも不可解である。さらに、日蓮は建治3年の年末から、下痢を患っており、手紙を書くことすら大変な状況にあった。医者でもあった四条金吾には、日蓮はかねてより病気のことを相談していたと思われる。しかるに本抄には病状についても一切語られていない。以上のような理由から、本抄を建治4年正月の著述であるとは認め難いのである。まだ疫病の大流行もなく、下痢も患っていない建治3年こそが、本抄執筆の執筆時としてふさわしい。よって本抄執筆は建治3年1月25日とするのが妥当である。本章

では、ひとまずそのように仮定して、考察を進めたい。

そうすると、本抄の記述と建治2年12月9日の松野殿御返事には2篇にのみ共通する記述が浮かび上がってくるのである。それは同抄に「南は野山漫漫として百余里に及べり。北は身延山高く峙ちて白根が嶺につづき、西は七面山と申す山³⁸⁾」とあり、本抄には「鷹取のたけ・身延のたけ・な・いたがれのたけ³⁹⁾」とあり、南（鷹取山）北（身延山）西（七面山）の順に記述がなされているということであり、さらには他の7遍に共通して記される天子山が、両篇にのみその名が見えないということである。この共通点は両抄の執筆が時期的に近いということを物語っている。四条抄が建治3年の1月であれば、両抄は1月半の間隔で記されたことになり、これを裏付けることになる。次に<304>芋一駄御書について、その系年を検討する。定本では鈴木氏の弘安元年（8月14日）説と建治3年とする宮崎英修説を併記している⁴⁰⁾。本抄には真蹟2紙が完存し、花押が残っている。『集成』(9-63)によれば、明らかにパン字の末期のものである。弘安元年6月より以降、花押はボロン字となるのであるから、本抄はそれより前のものでなければならない。そこで8月14日という日付を考えれば、宮崎氏のいう如く建治3年でなければならないことが明らかである。

次は<176>種種御振舞御書である。本抄は小川泰堂によって錯簡が修訂され⁴¹⁾、阿弥陀堂法印祈雨事の部分の末尾⁴²⁾（録内23-7a）と光日房御書の末尾⁴³⁾（録内20-36b）を入れ替えた。この改訂については異議もあるかも知れないが、一応小川の校訂を信頼すべきものと仮定して考察を進めたい。本文末尾に「殊に今年は雪深くして人間うことなし⁴⁴⁾」とあり、ここからは、本抄が身延入山後3~4年経った冬の時点で記されたものであることが知られるであろう。「殊に」という表現は、3つ以上のものから選択する際に用いられる表現であり、ここ数年のうちで最も雪が深いというのがこの表現である。建治2年の冬が文永11年、建治元年の冬に比べて、特に雪が深かったという事実は、日蓮遺文からは明かでない。とするならば、本抄執筆年としては、建治3年から弘安2年までである可能性が残る（建治4年2月29日に弘安と改元）。そのうち建治4年については<314>上野殿御返事（弘安元年閏10月13日付け）に

去今年は大えき此の国にをこりて（中略）、しかれども又今年の寒温ときにしたがひて・五穀は田畠にみち草木はやさんにおひふさがりて堯舜の代のごとく

とあり⁴⁵⁾、寒かった建治3年末から比較的暖かな新年へと続いたと思われるが、それでも<274>松野殿御返事には「雪の中ふみ分けて⁴⁶⁾」とあり、建治4年2月13日の時点⁴⁷⁾で踏み分けるだけの雪があったのである。建治3年末の記述としては<268>庵室修復書に

ゆきもちていのちをたすけて候ところに p1542、定p1411

とある⁴⁸⁾ように、確かに雪が多かったことを思わせる。従って、本抄の執筆時としては建治3年の冬の12月が最も妥当する。なお、弘安元年以降である可能性も排除はできないが、文永11年の文永の役までの思い出を記述する本抄の執筆時として、弘安年間ではあまりにも遠すぎて、ふさわしくない。

また、<336>松野抄については、前稿⁴⁹⁾で弘安元年と推定したが、再検討の結果、これはこれまでの通説であった弘安2年6月20日が妥当であるので系年を元に戻し、弘安2年（6月20日）とする<補注>。

以上の検討から、諸抄の系年がほぼ明らかになったので、9遍を並べてみると、以下のようになる。

(い) 此所をば身延の嶺と申す。駿河の国は南にあたりたり。（中略）彼國の浮島がはらの海ぎはより、此甲斐ノ国ノ波木井の郷身延の嶺へは百余里に及ぶ。（中略）身延の嶺と申す大山あり。東は天子の嶺、南は鷹取の嶺、北は身延の嶺なり。高き屏風を四ついたてたるがごとし。<164>新尼御前御返事⁵⁰⁾（文永12年2月16日）

(ろ) 此身延の沢と申す処は甲斐ノ国波木井の郷の内の深山也。西には七面のかれと申すたけあり。東は天子のたけ、南は鷹取のたけ、北は身延のたけ。四山の深き谷あり。はこのそこのごとし。嶺にははかうのさるの音かまびすし。<229>九郎太郎殿御返事⁵¹⁾（建治2年9月15日）

(は) 抑も此山と申入は、南は野山漫漫として百余里に及べり。北は身延山高く峙て白根が嶽につづき、西には七面山と申入山峨峨として白雪絶えず。人の住家一宇もなし。適マ問ヒくる物とては梢を伝ふ猿候なれば、少も留マる事なく還る。<231>松野殿御返事⁵²⁾ (建治2年12月9日)

(に) 鷹取のたけ・身延のたけ・なゝいたがれのたけ・いいだにと申シ、木のもと、かやのね、いわの上、つちの上、いかにたづね候へどもをひて候ところなし。されば海にあらざればわかめなし、山にあらざればくさびらなし。法華經にあらざれば仏になる道なかりけるか。(中略) 一年が内ニ二度正月と十二月とにやけ候ぬ。これ只事にはあらず。<273>四条金吾御書⁵³⁾ (建治3年1月25日)

(ほ) このみのぶのやまと申シ候は、にしはしらねのたけ、つねにゆきを見る、ひんがしにはてんしのたけ、つねにひを見る。きたはみのぶのたけ、みなみはたかとりのたけ、四山のあひはこのそこのごとし。<304>芋一駄御書⁵⁴⁾ (建治3年8月14日)

(へ) 此山ノ体たらくは、西は七面の山、東は天子のたけ、北は身延ノ山、南は鷹取の山。四の山高きこと天に付き、さがしきこと飛鳥もとびがたし。(中略) ふゆは雪深く、夏は草茂り、問フ人希なれば道をふみわくることかたし。殊に今年は雪深くして人問フことなし。<176>種種御振舞御書⁵⁵⁾ (建治3年12月)

(と) 今又此山に五箇年あり。北は身延山と申シて天にはしだて、南はたかとりと申シて鶴足山の如し。西はなないたがれと申シて鉄門に似たり。東は天子がたけと申シて富士の御山にたいしたり。(中略) 訪フ人なければ命もつぎがたし。<305>妙法比丘尼御返事⁵⁶⁾ (弘安元年9月6日)

(ち) 此身延の沢と申入處は甲斐ノ国ノ飯井御牧三箇郷之内、波木井郷の戌亥の隅にあたりて候。北には身延ノ嶽天をいただき、南には鷹取が嶽雲につづき、

東には天子の嶽日とたけをなじ。西には又峨峨として大山つづきて、しらねの嶽にわたれり。猿のなく音天に響き、蟬のさゑづり地にみでり。<336>松野殿女房御返事⁵⁷⁾ (弘安2年6月20日) <補注>

(り) 此山の為体、日本國の中には七道あり。七道の内ニ東海道十五箇国。其内に甲州飯野御牧三箇郷之内、波木井と申入。此郷乃内、戌亥の方に入リて二十余里の深山あり。北は身延山、南は鷹取山、西は七面山、東は天子山也。<360>秋元御書 (58) (弘安3年1月27日)

以上の配列により、ある重要な事柄が見えてくる。それは、(い)～(に)においては南(鷹取山)より北(身延山)への記述になっており、それが建治3年の後半より逆転し、(ほ)～(り)においては北より南の記述になっていることである。

さらに詳細に見てみると、前述したように(は)と(に)は共に南→北→西という順で叙述があり、また(ほ)と(へ)は共に西→東→北→南の順での叙述となっている。さらに(ち)と(り)には極めて似た表現があり、「甲斐ノ国ノ飯井野御牧三箇郷之内、波木井郷の戌亥の隅にあたりて候」と「甲州飯野御牧三箇郷之内、波木井と申入。此郷乃内、戌亥の方に入リて二十余里の深山あり」とはそっくりである。このように共通点や類似点が見られるということは、それぞれ共通または類似する両者の書かれた時期が互いに近かったということを示しているはずである。つまり、新たな系年によって隣接するようになった建治2年12月の松野抄と建治3年1月の四条抄と、建治3年8月の芋一駄御書と同年冬の種種御振舞御書と、及び弘安2年6月の松野殿女房御返事と弘安3年1月の秋元御書とは、それぞれの執筆が時期的に近かったことが認められ、総合的に判断すれば、本稿に並べた順序に沿って表現が変化していったことになるであろう。こうして執筆の順序が、(い)→(ろ)→(は)→(に)→(ほ)→(へ)→(と)→(ち)→(り)の通りであったことが、はからずも検証されることになったのである。このように見ると、日蓮が身延の草庵の環境を記

述するにおいては、恐らくは無意識のうちに、以前に叙述した内容を引き継ぎながら、しかも徐々に変化させていた、というその推移が理解できるのではなかろうか。

4 寺院の数

これまでの通説では、文永11年（2月21日）に系年されている<142>弥源太殿御返事に

御祈祷のために御太刀同ヶ刀あはせて二ヶ送り給はて候。（中略）信心にあかなくして所願を成就し給へ。

とある⁵⁹⁾。病気を患った弥源太が、その平癒を祈って日蓮に刀2振りを供養として送った、ということが記されている。しかしながら、文永11年2月には日蓮は佐渡にいた。流罪赦免が決定するのは2月14日であるが、太刀が届けられるには少なくとも片道2～3週間はかかるとみなければならない。故にその発送は2月初旬以前であり、流罪赦免の前であったことになる。いったい、流罪中の者に対して武器となり得る太刀を届けるということが許されるであろうか？ 塩田義遜氏⁶⁰⁾等もそのことに疑問を表明し、それを受けた鈴木一成氏は系年を後ろに一年ずらした⁶¹⁾。しかし、それで解決したと言えるのか？

この問題に対して明快な回答を示すのがその7か月後の9月17日付けの<151>弥源太入道御返事である。その末尾に「御所勞の平癒うれしく候うれしく候⁶²⁾」とあり、病気が無事平癒したことの報告に対する消息である。この本文中に

日本国（中略）仏の寺は一万一千三十七所と記されてある⁶³⁾。本抄執筆の時点で日蓮は、日本国内にある寺院の数を「11,037」箇所であると認識していたことが分かる。ところが、弘安2年11月30日に記された<354>中興入道消息本文（「今弘安二年十一月まで」とある）中には

仏法の住所すでに十七万一千三十七所なり。

とある⁶⁴⁾。さらにその前年9月の<307>本尊問答抄には

日本国中に数十万の寺社あり。

とあり⁶⁵⁾、さらにこれより前に記されたと見られる<168>神国王御書には

漢土の寺は十万八千四十所なり、我が朝の山寺は十七万一千三十七所なり。とある⁶⁶⁾。これらの遺文によって、弘安2年12月より以前においては、日本における寺院の数を17万強と認識していたことが知られるのである。

これまでの整理によって明かになることは、弘安2年12月以前における認識と、上記弥源太抄の時点の認識とが異なっていたということである。言い換えれば、弥源太抄が弘安2年12月以降に書かれたと見なければならない、ということである。

弘安3年になると、寺院数に関する日蓮の認識が一転している。即ち弘安3年1月27日付け<360>秋元御書には

神社は三千一百三十二社、寺は一万一千百三十七所とある⁶⁷⁾通りである。秋元御書には日本の郡・郷の数や上田の面積、男女別の人口等が記されるなど、その直前に、日本の地誌等に関する多くの資料を読み込んだという形跡が見られる。そしてその結果、それまでの寺院数17万とする説を捨て、新たにこの時点において日蓮は、寺院数を11,037とする説を採用したのである。以後、弘安3年12月の諫曉八幡抄、弘安4年閏7月1日の曾谷二郎入道御返事においても、一貫して「一万一千百三十七所」が用いられるのである。

なお、例外として弘安2年（5月2日）付けとされる<332>新池殿御消息には

神は三千余社、仏は一万余寺也。

とある⁶⁸⁾。しかしながら、日蓮遺文には記述に一貫性があって、あまりぶれが見られないというこれまでの考察結果から考えてみると、これもやはり弘安3年以降の記述でなければならないのである。本抄の末尾に

此程風おこりて身苦しく候間、留め候畢シヌ。

とある⁶⁹⁾が、しかし、それでも本抄は定本で6ページにも及ぶ長文である。従って、風邪という条件を除き、長期的観点から見るならば、むしろ比較的体調の良かった時期と推測され、弘安3年が妥当と思われる。よって、当抄は弘安

3年へと系年を改めるべきであろう。

なお、これと関連して、弘安3年2月の著述とされる<続37>新池御書の系年についても再検討が迫られる。前述の<332>新池抄が弘安3年5月に系年されるなら、新池御書はその3ヶ月前に記されたことになり、両者が接近しすぎることになる。新池御書の内容を検討すると、

八幡大菩薩の立場を記して上一人より下万民に至るまで皆誇法と成り畢シム。今まで此國の者ども法華經の御敵になさじと、一子のあやにくの如く捨てかねておはせども、靈山の起請のおそろしさに社を焼~~キ~~払~~ヒ~~て天に上らせ給ヒム。

とある⁷⁰⁾。八幡宮に大火があったのは弘安3年11月14日のことであり、「社を焼~~キ~~払~~ヒ~~て天に上らせ給ヒム」とあるのがこのことを指すとするならば、本抄の執筆は弘安4年でなければならない。とするならば、前述<332>新池抄より9ヶ月後であり、時期的にも妥当な間隔となるであろう。

次にもう1例。<断72>一定証伏御書に

日本國の寺々一万余、三千余の社々とあり⁷¹⁾、この記述は前掲新池殿御消息と同じであり、故に本抄も同じ弘安3年以降著されたという可能性が大である。ただし断片であるために限定はできず、弘安4年、或いは5年という可能性も否定できない。

さて、以上の検討から、寺院数を「一万一千三十七所」と記す<151>弥源太入道御返事が弘安3年以降でなければならないことは自明であろう。弘安3・4・5年のうち、4年は9月の時点でも日蓮は体調不良であり、5年は池上に向かって身延の地から出発している。残るは3年しかない。よって、<151>弥源太抄の執筆時は弘安3年9月と確定する。また、これより7ヶ月前に記された<142>弥源太殿御返事も弘安3年2月21日の執筆であると推測されるのである。

5 竜門の滝の高さ

消息文中に龍門の滝について記してあるものが3篇ある。まず、弘安3年1月27日付けの<360>秋元御書には次の如く記されている⁷²⁾。

天台山に龍門と申入所あり。其滝百丈なり。春の始に魚集りて此滝へ登ルに、百千に一つも登る魚は竜と成る。此滝の早き事、矢にも過ぎ、電光にも過ぎたり。登りがたき上に、春の始めに此滝に漁父集りて、魚を取る網を懸ク事百千重、或は射て取り、或は酌~~シ~~で取ル。鷦・鷯・鳴・皇・虎・狼・犬・狐集りて、昼夜に取り噉ふ也。十年二十年に一つも竜となる魚なし。例せば凡下の者の昇殿を望み、下女が后と成ラんとするが如し。法華經を信ずる事、此にも過ぎて候と食思せ。

上記でことに重要なのは滝の高さの「百丈」である。百丈は300メートルほどであるから、これを記した時点での日蓮の滝の認識は、そうした規模のものイメージされていた、となろう。人が仏になることは、それをはばまんとする様々の障礙が競う故に、極めて困難である。それはちょうど、魚が滝を登り切って竜となることのように難しいと述べているのである。

次に、秋元御書の2ヶ月余り前、弘安2年11月6日に記された<350>上野殿御返事には次のようにある⁷³⁾。

唐土に龍門と申入たきあり。たかき事十丈、水の下ルこと、かんひやうがやをいをとすよりもはやし。このたきに、を、くのふなあつまりて、のぼらむと申入。ふなと申いをのぼりぬれば、りうとなり候。百に一、千に一、方に一、十年二十年に一ものぼる事なし。或ははやきせにかへり、或ははし・たか・とび・ふくろうにくらわれ、或は十丁のたきの左右に漁人どもつらなりみて、或はあみをかけ、或はくみとり、或はいてとるものもあり。いをのりうとなる事かくのごとし。（中略）仏になるみちこれにをとるべか

らず。いをの竜門をのぼり、地下の者てんじやうへまいるがごとし。(中略) をなじくはかりにも法華経のゆへに命をすてよ。

この上野抄は上記秋元抄と80日ほどしか隔たってないのに、重要な点において違いがある。それは、滝の高さを「十丈」としていることである。なお、そのあとに「十丁のたきの左右に漁人どもつらなりみて」とあるので、先の「十丈」は「十丁」の誤写であるという可能性も考えられる。いずれにしても、この上野抄の場合は、主として記憶に頼って緊急に認めた書簡と思われる。「十丈」と「十丁」との間の不統一も、その緊急性のゆえに、時間をかけて内容を吟味する余裕がなかったものと理解されるであろう。本抄では、法華経のために命を捨てるだけの覚悟が成仏には不可欠であり、それはふなが竜になるほどに大変で困難な道であると厳しい覚悟を促しているのである。

次に、建治2年の著述とされる<208>大井莊司入道御書について検討する。同抄は日通が建治元年とするのを除けば、日明以下、建治2年としている。同抄には真蹟がなく、本満寺本（3巻）があり、年号はなく、末尾に「二月時正第四番」とあるが、後ろの5文字は意味不明。本抄が2月に記されたものであろうことは冒頭にあげられる供養の品の中に「土筆」があるので信頼できる。本文は竜門の滝の話がすべてであり、「然らば今度、法華経ノ為、身ヲ捨て、命をも奪ハれたらば、無量無数劫の間の思い出なるべし」とあり⁷⁴⁾、かなり厳しい指導内容であることは、上記上野抄と基本的に同じである。その本文には

唐土に天台山と云フ山に竜門と申シテ百丈の滝あり。此滝の麓に、春の初より登らんとして多クの魚集れり。千方百に一も登ることを得れば竜となる。魚、竜と成ラんと願フこと、民の昇殿を望むが如く、貧なるものの財を求めるが如し。仏に成ることも如此。彼滝は百丈、早キ事、合張の天より箭を射徹すより早し。此滝へ魚登ラんとすれば、人集りて羅網をかけ、釣をたれ、弓を以て射る。左右の辺に間なし。空には鷦・鷯・鶴・鳥、夜は虎・狼・狐・狸何となく集りて食ひはむ。仏になる事も是を以て知りぬべし。

とある⁷⁵⁾。書き出しの「唐土に天台山と云フ山に竜門と申シテ百丈の滝あり」は上野抄の「唐土に竜門と申スたきあり。たかき事十丈」とあるのとほとんど同じであるが、ただ、決定的に違うのは滝の高さの「十丈」と「百丈」との違いである。

さて、大井抄の場合は竜門の滝の話がメインであり、十分に資料を調べた上の記述であったと思われる。日蓮は実に多くの故事・説話を記し留めているが、消息の中に一度記したものについては、しっかりと記憶にインプットされたであろう。同抄が建治年間に記されたものであれば、その記憶は2～3年後にも残っているはずである。しかも滝の規模を示す「十丈」か「百丈」かという記憶が曖昧になったとは考え難いことではないか。しかも、建治年間で「百丈」と意識されていたものが弘安2年11月の段階で「十丈」となり、さらに80日後の秋元抄で再び「百丈」に戻ったことになる。このような揺らぎは、記憶力のよい日蓮にはおよそあり得べからざることではないのか。そこで筆者は次のように考えるのである。

これまでの考察から言えることは、大井抄の記述された時期は上野抄の記述よりも後であったのではないか、ということである。そして、上野抄執筆の時点では、竜門の滝について高さ「十丈」とか「十丁」とか「百丈」とか諸説あつたのを、十分吟味のする余裕なかった日蓮は、その曖昧さのままに上野抄に滝の大きさ規模を記したのではないか。ひとたび消息に記したならば、弟子からの問い合わせ等もあるであろうし、確実に問題意識が残るであろう。前述のように、秋元抄執筆の前の時点で、日蓮は多くの文献資料に当たったと思われる。その中に、竜門の滝の話もあったのである。とするならば、弘安3年1月27日の時点で滝の高さが「百丈」と訂正されたとして不思議ではない。そして、大井抄はその後に記された、という可能性が浮かび上がってくるのである。以上の考察からは、執筆の時期としては、上野抄→秋元抄→大井抄という順序が見えてきた。以下にこのことを検証する。まず、大井抄と秋元抄の共通性を取り上げる。比較を単純化するために、名詞を中心に比較する。上野抄になくて両抄にのみ共通してある語を数えあげると、かなりのものがある。「百丈」のほ

かにも「天台山」、「春の初（始め）」、「魚」、「滻は（の）早き事」、「人（漁夫）集りて」、「虎・狼・狐」、「昇殿」等である。ここからは秋元抄と大井抄とに親近性が浮き彫りになる。逆に、上野抄の「ふな」が突出しており、この語は秋元抄にも大井抄にもない⁷⁶⁾。

次に、同様に、大井抄になくて、秋元抄と上野抄にのみ共通する語又は表現を挙げる。「漁父（人）」、「酌（くみとり）」、「梟（ふくろう）」、「十年二十年に一つも」、「凡下の者の昇殿を望み（地下の者のてんじょやうへまいる）」、「法華経」等である。ここからは、秋元抄と上野抄との関係についても、かなりの親近性があることが分かる。

そして次に、大井抄と上野抄との関係を確かめておく。両抄にのみ共通するのは「唐土に」くらいであり、似た表現としては「千万に一（千に一万に一）」、「弓を以て射る（いてとる）」があり、また「箭を射徹すより早し」と「やをいをとすよりもはやし」、「（人集りて）左右の辺に間なし」と「（漁人ども）つらなりみて」も似た表現ではあるが、これらとても同じではなく、大井抄と上野抄との間では親近性が極めて低いことになる。

さて以上の結果から、大井抄と秋元抄が親近性が高く、ついで秋元抄と上野抄が高く、大井抄と上野抄との間の親近性が最も低いことが明らかである。親近性が高いということは記された間隔が短いということであり、低ければ間隔が遠いと考えられる。従って、大井抄と秋元抄とが隣接し、また秋元抄と上野抄とが隣接することになり、そして大井抄と上野抄とは時期的に最も隔たっている、ということになる。上野抄と秋元抄では80日ばかり上野抄の方が先に執筆されているから、三抄を年代順に並べると、上野抄→秋元抄→大井抄となる。そして、秋元抄と大井抄との間隔は80日よりはさらに短いことになるはずである。これは先の考察と完璧に一致し、大井抄が秋元抄よりも後に記されたことを裏付けるものである⁷⁷⁾。

以上の結果と大井抄が2月の執筆であったということを併せて考慮すると、同抄の執筆は秋元抄の翌月であった、という事実が浮かび上がってくるのである。弘安4年又は5年の可能性もなしとしないが、大井抄との親近性から判断

すると、弘安3年がぴったりする。こうして上野抄、秋元抄、大井抄を見てみると、3者が近接した時期に書かれたということが確認できるであろう。即ち、いずれも弘安2年末の熱原の法難の余塵の冷めやらぬ時期に記されたものである。凡夫が仏になるための試練について、日蓮は竜門の滻の話を通して、それぞれの弟子に覺悟を求めたのである。

以上の考察により、<208>大井莊司入道御書は弘安3年（2月）に系年を改めるべきことが承認されるのではなかろうか。

6 宝明如来と普明如来

前述の建治2年5月の<321>衆生身心御書（隨自意御書）中に

ひへのはんを辟支仏に供養せし人は宝明如来となり。

とある⁷⁸⁾。稗の飯を供養したのは阿那律のことであり、彼が「宝明如来」の称号を得たという。同じ内容を記す<300>時光御返事（弘安元年7月8日付け）の日興本には

あたりちと申ス人は、（中略）かゝる富人にておはする上、天眼第一の人、法華経にては法明如來となるべきよし仏記シ給フ。（中略）かくのごとく九十一劫長者と生れ、今はあたりちと申シて仏の弟子なり。

とある⁷⁹⁾。「宝明如来」がここでは「法明如來」となっているのである。一方、建治元年（5月3日）とされる<177>上野殿御返事には

仏の御弟子にあたりちと申せし人は天眼第一のあたりちとて十人の御弟子のその一。迦葉・舍利弗・阿難にかたをならべし人也。（中略）法華経第四卷にして普明如來と成ルべきよし、仏に仰セをかほらせ給ヒキ。

とある⁸⁰⁾。このように、阿那律や徳勝童子の説話が用いられるのは、ほぼ例外なく、地域社会が飢饉に瀕している時であった。このことも留意すべき事柄である。さて、上記上野抄には真蹟は現存しないが、日興本が存在する。「法華経第四の巻にて」と敢えて巻数まで記してあるということは、日蓮がこの上野抄執筆時において、法華経の原典に当つて「普明如來」の文字を確認したものと理解される。そこには

其の五百の阿羅漢、優樓頻螺迦葉・伽耶迦葉・那提迦葉・伽留陀夷・優陀夷・阿菟樓駄・離婆多・劫賓那・薄拘羅・周陀・沙伽陀等は、皆阿耨多羅三藐三菩提を得べし。尽く同一の号にして、名づけて普明と曰わん。

とあった⁸¹⁾。「阿菟樓駄」が阿那律である。五百弟子受記品では、阿那律たちの得た称号は本抄にあるように「普明如來」であったのだ。しかし、日蓮は、ある時点までは阿那律の授記名を、同じ授記品に説かれる富樓那の授記名及び劫名である「宝明」或は「法明」と認識していた節がある。というのは、定本によれば、弘安3年（6月27日）とされる<369>窪尼御前御返事においてもその日興本に

あたりちと申せし人は、（中略）法明如來と成らせ給。

とある⁸²⁾からである。「法明如來」は刊本録外御書⁸³⁾以下では「普明如來」と改められている。しかし、日興本は真蹟に忠実であるから、真蹟も「法明如來」であったと見られる。法明は宝明と同音であり、授記品によれば⁸⁴⁾、法明如來の称号を得た富樓那が未来に生まれるべき劫が「宝明」であった。弘安元年7月8日付けの<300>時光殿御返事の日興本にも「法明如來」となっている⁸⁵⁾。こちらは刊本録内御書（32-8a）でもそのまま「法明如來」であり、真蹟においても、当然「法明如來」であったはずである。とするならば、ある時点まで日蓮は阿那律の授記明を「宝（法）明」と認識していたのであり、それが、やがて上記<177>上野抄のように最終的に原典の通り「普明如來」に改められた、と見るのが筋ではなかろうか。その変遷の跡を確認しておこう。

まず、衆生身心御書の系年は前述のように建治2年5月である。本抄のなかでは「宝明如來」とあった。次に、確実に「普明如來」が記されたと見られるのは本稿第3章で、その系年を弘安3年（5月2日）に改めた<332>新池殿御消息である。本抄には真蹟が現存していないが、平賀本がある。本文には

彼王に太子あり、阿那律となづく。此太子生れ給ヒシに御器一ツ持出テたり。食すれば又出テキ、又出テキ、終に飯つくる事なし。故にかの太子のをさな名をば如意となづけたり。法華經にて仏に成り給ふ普明如來是也。

とある⁸⁶⁾。上記の「普明」は刊本録内（36-9a）でも「普明」である。よって真

蹟においても、弘安3年の時点では法華經の原典と同じ「普明」となっていたことは疑いないとと思われる。

となると、「宝（法）明」→「普明」への転換点は、弘安元年7月より、弘安3年5月までの間にあった、ということになる。では、前掲<177>上野殿御返事はどこに位置づけられるであろうか。弘安元年7月までは「法明」であったのだから、「普明」と改められた同抄の執筆は早くとも弘安2年でなければならず、弘安3年という可能性もあり、そのいずれかと考えられる。本文末尾に約束と申入事はたがへぬ事にて候に、さりともこの人々はいかでか仏前の御約束をばたがへさせ給フべき。もし此事まことになり候はば、わが大事とおもはん人々の制止候。又おほきなる難来るべし。その時すでに此事かなうべきにやとおぼしめして、いよいよ強盛なるべし。（中略）其時一切は心にまかせんずるなり。かへすがへす人のせいしあらば、心にうれしくおぼすべし。

とある⁸⁷⁾。これは大難への対処を厳しく説いたところであり、ただちに熱原の法難を思い起こさせるものである。とするならば、弘安2年が本抄の執筆時としてふさわしい。前述のように、この上野抄の執筆時に改めて法華經を確認して、それまでの思い違いを訂正したと思われる⁸⁸⁾。そして<332>新池殿御消息は、この上野抄より1年後に記されたことになる。

では最後に<369>窪尼抄の系年は如何？ こうして見てくると、「法明如來」と記された窪尼抄の執筆は、弘安2年5月の上野抄より前でなければならないことは明かであろう。6月27日という執筆時を考えると（建治2年5月に「宝明如來」と記した衆生身心御書より後であるから）、建治2年より弘安元年までの間となる。さて、これまでにも見てきたように、阿那律のひえの飯の供養の記される消息は、すべて飢饉のときの供養に対する礼として記されたものであった⁸⁹⁾。本抄でも、「わさごめ」の供養の貴重であることが記されており、飢饉の時であったと思われる。建治2年は5月の梅雨で飢饉は解消しているはずであり、弘安元年の「大なるけかち」は7月に入ってからである。残るのは建治3年のみである。この建治3年にこそ窪尼抄を系年しなければならないと思わ

れる。

以上の考察の結果を整理すると、以下の通りである。即ち、建治2年5月の衆生身心御書において阿那律の授記名を日蓮は「宝明如来」と記述し、建治3年6月～弘安元年7月の間は「法明如来」と記した。それが弘安2年5月からは改められ、原典である法華經の通り「普明如来」と表記され、これに落ち着いたのである。後生の者がこうした記述を校訂してしまったため、こうした推移が不明となっていたのであるが、かろうじて日興本等が原型を留めていた。故に本稿においてその経緯を復元することができ、正しい系年への手がかりを得ることができたのである。

むすび

本稿での考察により、系年を改訂または確認した御書は以下の18篇である。この中には、前稿を修正した4篇（＊で表示）を含んでいる。

- <293>1245＊日女御前御返事→弘安元年
- <274>1388＊松野殿御返事→建治4年
- <253>1499＊弥三郎殿御返事→建治3年
- <289>1285 霖雨御書→建治2年
- <321>1590 衆生身心御書→建治2年
- <252>1512 上野殿御返事→建治3年
- <336>1394＊松野殿女房御返事→弘安2年
- <273>1175 四条金吾御書→建治3年
- <304>1588 芹一駄御書→建治3年
- <176>909 種種御振舞御書→建治3年
- <142>1226 弥源太殿御返事→弘安3年
- <151>1228 弥源太入道御返事→弘安3年
- <332>1435 新池殿御消息→弘安3年
- <続37>1439 新池御書→弘安4年
- <断72>1598 一定証伏御書→弘安3～5年

- <208>1377 大井莊司入道御書→弘安3年
- <177>1511 上野殿御返事→弘安2年
- <369>1485 窪尼御前御返事→建治3年

注

- 1) 拙稿「御書の系年研究（その1）——弘安年間の諸事象について——」（東洋哲学研究所紀要21、2005）
- 2) p 1560、定 p 1709
- 3) p 1248、定 p 1512
- 4) p 1389、定 pp 1441-2
- 5) p 1451、定 p 1369
- 6) 山川智応『日蓮聖人研究』
- 7) 鈴木一成『日蓮聖人の文献学的研究』1975、pp 213-26、同氏「鍵手と蕨手 花押による系年研究」（大崎学報100・102）
- 8) 『日蓮聖人真蹟集成』（以下『集成』と略称）第5巻、山中喜八「花押集」
- 9) 鈴木氏前掲書 p 445
- 10) 『集成』4-268
- 11) p 1285、定 p 1504
- 12) 注9) に同じ
- 13) p 1551、定 p 1570
- 14) p 1512、定 p 1365。本抄を建治元年とする説もあるが、建治元年7月には「けかち」はなかったと見られる。後稿に論述の予定。
- 15) 縮刷遺文 p の奥書
- 16) 『集成』4-311
- 17) 定本 p 1365の脚注
- 18) 『集成』1-233
- 19) 『集成』4-181
- 20) 例えば同年閏3月24日付け<215>南条殿御返事『集成』9-53
- 21) 『集成』4-267
- 22) p 1595、定 p 1618
- 23) たけのこが供養されたことを記す遺文は衆生身心御書の他に3篇が知られる。まことに、<287>松野殿御返事 p 1390には「五月一日」とあり、<216>筍御書、定 p 1177には「五月十日」とあり、<218>春麦御書 p 1401には「五月廿八日」とある。ただ<276>上野殿御返事 p 1544には「二月廿五日」とあるが、他の供養の品目に季節はずれの栗やくしがきも含まれており、何らかの加工された筍であったと思われる。基本的には5月の物であったようである。

- 24) 『集成』2-39
 25) 『集成』2-248
 26) 『集成』9-178
 27) 『集成』1-158
 28) <182>国府尼御前御書にも「銀明」があり、これは建治（元年または）2年に系年されるべきであり、<図21>和漢王代記には「欽明」があり。図表については一時に記されたかどうか、不明なために年代確定が難しいが、少なくとも該当箇所は建治3年以降に記されたと考えられる。
 29) 『集成』1-220
 30) 『集成』3-67
 31) 『集成』3-41
 32) 『集成』9-103
 33) p 977、定 p 1150。なお、忘持経事に先立つ2月17日付けの<207>松野殿御消息にも徳勝童子の故事が記されており、2月以前より飢饉のあったことは確実と思われる。
 34) pp1176-7、定pp1439-40
 35) 『関東詳定伝』及び『北条九代記』
 36) p 1173、定 p 1395
 37) p 1177、定 p 1440
 38) p 1381、定 p 1264
 39) p 1175、定 p 1436
 40) 定 p 1550の脚注。鈴木説については同氏前掲書pp376-7を参照。
 41) 高祖遺文録20巻77紙の奥書を参照。
 42) p 931、定pp1160-1「これらは——をほすべし」の部分。光日房御書末尾で「これらは—」に接続する「俄に仏前にあいる懺悔して罪きえしなり」以下は録内によれば、(その編纂の段階ですでに)身延の真蹟にはなかったという。
 43) p 925「されば——南無妙法蓮華経・南無妙法蓮華経」の部分
 44) p 925、定 p 986
 45) p 1552、定 p 1596
 46) p 1388、定 p 1441
 47) 『三正綜覧』によって太陽歴に換算すると、新暦の3月12日となる。
 48) p 1542、定 p 1411
 49) 注1) に同じ
 50) p 904、定pp864-5
 51) p 1535、定 p 1260
 52) p 1381、定 p 1261
 53) pp1175-77、定pp1436-9

- 54) p 1588、定 p 1550
 55) p 925、定 p 986
 56) p 1414、定 pp1563-4
 57) p 1394、定 p 1651
 58) p 1077、定 p 1739
 59) pp1266-7、定 pp806-7
 60) 塩田氏『日蓮聖人御消息文全集』p 267参照。
 61) 鈴木氏前掲書p291を参照。
 62) p 1229、定 p 832
 63) p 1229、定 p 831
 64) p 1331、定 p 1713
 65) p 370、定 p 1580
 66) p 1519、定 p 882。注88) を参照。
 67) p 1072、定 p 1731
 68) p 1432、定 p 1640
 69) p 1438、定 p 1644
 70) p 1442、定 p 2124
 71) p 1598、定 p 2504
 72) p 1077、定 p 1738
 73) p 1560-1、定 pp1708
 74) p 1377、定 p 1143
 75) p 1377、定 p 1143
 76) 秋元抄と大井抄に親和性が大で、両抄と上野抄との間は親和性が希薄である。このことから、上野抄が両抄の中間に位置することなく、上野抄は両抄の前か後でなければならない。即ち、大井抄→上野抄→秋元抄という現行の順序は成り立ち難いのである。
 77) さらに冒頭部について見ると、上野抄の「唐土に竜門と申スたきあり」と秋元抄の「天台山に竜門と申す所あり、其滝百丈なり」とを併せれば大井抄の「唐土に天台山と云フ山に竜門と申テ百丈の滝あり」となる。ここからも、大井抄が確かに両抄のあとに執筆されたことが検証されるであろう。
 78) p 1595、定 p 1618
 79) p 1550、定 pp1552-3
 80) p 1511、定 pp987-8
 81) 創価学版『妙法蓮華経並開結』pp334-5
 82) p 1845、定 p 1753
 83) 錄外5-13、遺文録28-25、縮遺 p 1951。縮遺では稻田海素が奥書に「明治三十六年一月十六日、富士大石寺ニ於テ興師ノ御写ヲ以て拝照シ奉ル」と記しているにもか

かわらず、「法明」が「普明」に改められている。定本では日興本が「法明」となっていることを脚注に記している。昭和新修も「普明」となっている。

- 84) 『開結』pp326-9には「富樓那（中略）号曰法明如來・應具・正遍智・明行足・世間解・無上士・調御丈夫・仏・世尊。（中略）劫名宝明、國名善淨。」とある。
- 85) 定本 p 1532の脚注
- 86) pp1435-6、定pp1639-40
- 87) p 1552、定 p 998
- 88) 日蓮が過去の思い違いを訂正した例としては、本稿第3章の寺の数の認識の更新があるが、具体的に訂正すべきことを明記した遺文として<断簡70>三論宗御書（p 691）には「天台宗律宗ノ渡ル事ハ、天平勝宝六年甲午二月十六日丁未（中略）諸伝之ニ同シ。人王第四十六代孝謙天皇ノ御宇也。聖武ハ義謬レル也。書キ直ス可キカ」とある。本断簡は未訂正である建治3年6月の下山抄と、訂正すみの弘安元年9月の本尊問答抄の間に記されたことが知られる。なお、訂正すみの神国王御書も両者の中間に時期に記されたと見られる。島津毅氏よりの教示による。
- 89) なお、こうした阿那律の記述は、これまでに見たように、すべて5～7月の消息文に記されている。のみならず、食糧難の時期に限られている。日蓮は供養に対して通り一辺の礼を述べているのではない。時を最大に重視しつつ、その「有り難き」志を心より賞賛しているのである。その意味で、本章での考察は、供養の背景を浮かび上がらせ、身延の地における気象状況や食糧事情を知る上でも有効な手がかりとなるであろう。

<補注>前稿（その1）において、<316>松野殿女房御返事を弘安2年に系年を改めたのであるが、以下の理由により、この説を破棄して、元の弘安2年（6月20日）に戻す。本稿第3章の考察から、<332>新池殿御消息を弘安3年に改めた。前稿では当抄が弘安2年5月2日づけであると前提して、末尾に「此の程風おこりて身苦しく候間留め候い畢んぬ」とあることから、弘安2年5月17日付けの<335>四菩薩造立抄末尾の「身の所劳いまだきらきらしからず候間省略せしめ候」とが接続すると考えた。従って、弘安2年5月の「身の所劳」を風邪によるものと解したのである。しかし、新池抄が弘安3年とすれば、弘安2年5月の所劳は風邪であったとする解釈は論拠を失った。この所劳は前年以来の「やせやまい」の後遺症であったと見なければならない。とするならば、弘安2年の6月も引き続き病状は大変であったと理解される。返事が18日遅れた理由は弘安2年でも成り立つ。実際に弘安2年6月は本抄の前には消息の執筆は確認できないのである。

(わかえ けんぞう・委嘱研究員)

Using Changes in Expressions to Date Specific Writings of Nichiren

Kenzo Wakae

In nine of his letters written from Minobu, Nichiren included descriptions of his geographic surroundings. In January 1277 he wrote a letter to Shijo Kingo in which he mentions Mt. Takatori to the south and then Mt. Minobu to the north. In the “Imo-ichida Gosho,” written in August 1277 the order is reversed, and he mentioned Mt. Minobu first, followed by Mt. Takatori. From that point on, he consistently used the order of Minobu-Takatori. In the “Shuju-ofurumai Gosho” Nichiren follows this Minobu-Takatori order, evidence that the correct dating for this text is the winter (December) of 1277.

In 1280, Nichiren wrote a letter to Akimoto Taro Hyoe, in which he states that there are 11,037 temples in Japan. But in a letter to the lay priest Nakaoki no Jiro written in November 1279, he had written that the number of temples in Japan is 171,037. This change in expression also enables us to date otherwise undetermined texts in the Nichiren corpus. We can, in other words, assume that texts that refer to the much higher number of temples date from 1279 or earlier and those that make reference to the smaller number were written after 1280.